

鮫川村お試し移住支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本村における移住定住の促進を図るため、移住希望者の現地活動に要する宿泊費用の一部に対し、予算の範囲内において、鮫川村お試し移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、鮫川村補助金等の交付等に関する規則（昭和60年鮫川村規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住希望者 福島県外に居住し、鮫川村内への移住（二地域居住を含む。）を希望又は検討している者をいう。
- (2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する施設又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）に基づく届出がされている施設をいう。
- (3) 現地活動 移住希望者による移住の実現に向けた村内への訪問活動をいう。
- (4) 同行者 移住希望者と同一世帯に属し、移住希望者とともに村内への移住を希望又は検討し、現地活動を行う18歳以上の者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、18歳以上の移住希望者であり、かつ、次の各号に掲げる全てに該当する者とする。

- (1) 村又は村が認める団体と面談等により移住相談を行い、移住相談票（様式第1号）又はそれに類する書類を作成した者
- (2) 村内における住まい探し、仕事探し、移住に関する相談又は生活環境の確認等を目的とした現地活動を行った者
- (3) 鮫川村暴力団排除条例（平成23年鮫川村条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有しない者
- (4) 国、県その他地方公共団体等から本事業に類する補助その他の助成を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、補助対象者及び同行者が村内の宿泊施設において宿泊に要した経費とする。

- 2 前項の対象経費は、標準的な1泊2食付きの宿泊料（朝食のみ又は食事なしの場合を含む。）とし、追加の料理、サービス及び附帯施設の利用料金等は含まないものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、対象経費の2分の1以内とし、1人の場合は1泊3,000円、1世帯の場合は1泊5,000円を上限とする。ただし、同一年度中につき6泊分を限度とする。

- 2 前項の規定により1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(現地活動計画等の確認)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、原則として現地活動の出発日から起算して7日前までに、鮫川村お試し移住支援事業補助金現地活動計画書（様式第2号）を村長に提出し、確認を受けるものとする。

- 2 申請者は、原則として現地活動の帰着日から起算して10日以内に、実績を記載した鮫川村お試し移住支援事業補助金現地活動報告書（以下「現地活動報告書」という。）（様式第3号の1）を村長へ提出し、確認を受けるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、現地活動の帰着日から30日を経過する日又は現地活動の帰着日の属する年度の3月31日のいずれか早い時期までに、鮫川村お試し移住支援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 移住相談票
- (2) 前条による確認を受けた現地活動報告書
- (3) 申請者及び同行者の居住を証する書類
- (4) 宿泊に係る領収書等の写し
- (5) その他村長が特に必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付金額を決定し、鮫川村お試し移住支援事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 前条の通知により、申請者が補助金を請求しようとするときは、速やかに鮫川村お試し移住支援事業補助金請求書(様式第5号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定により請求を受けたときは、当該申請者に対して、請求のあった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第10条 村長は、申請者がこの要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認める場合は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。